

随意契約（相手方指定）調書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム運用支援業務委託	No.5200295
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	19,453,500円（消費税込み）	

契約相手方	富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	住民基本台帳ネットワークシステム運用支援業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	本件は、令和元年10月に機器更改を実施した住民基本台帳ネットワークシステムにおける運用支援業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、上記業者は機器更改の受託者であり、システム構築プログラムの著作権を有していることから、他社が本件を受託することは不可能である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)